

(別表1)受講資格

No.	受講資格	必 経 要 験 な 年 実 務 数	必要書類				職 歴 証 明 書
			卒 修 業 了 証 書 (写)	※ 履 修 証 明 書 (成績証明書)	技 合 能 格 審 証 査 書 (写)	技 合 能 格 検 証 定 書 (写)	
1	1級又は単一等級の技能検定合格者	—				○	
2	学校教育法による大学卒業生(免許職種に関する学科を修了した者)	2	○	○			○
3	大学に相当する外国の学校卒業生 (免許職種に関する学科を修了した者)	2	○	○			○
4	学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業生 (免許職種に関する学科を修了した者)	4	○	○			○
5	応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	1	○		○		○
6	専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	3	○		○		○
7	規則改正(昭和53年)前の特別高等訓練課程の養成訓練で技能照査に合格した者	3	○		○		○
8	専門課程の高度職業訓練に係る訓練科を修了した者	4	○				○
9	規則改正(昭和53年)前の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者	4	○				○
10	普通課程の普通職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	6	○		○		○
11	規則改正(昭和53年)前の高等訓練課程の養成訓練で技能照査に合格した者	6	○		○		○
12	普通課程の普通職業訓練に係る訓練科を修了した者	7	○				○
13	規則改正(昭和53年)前の高等訓練課程の養成訓練を修了した者	7	○				○
14	短期課程の普通職業訓練(訓練時間の基準が700時間以上)を修了した者	10	○				○
15	専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者	10	○				○
16	規則改正(昭和53年)前の専修訓練課程の養成訓練を修了した者	10	○				○
17	旧法の認定職業訓練(訓練基準3年)修了者又は 改正前労基法の認可技能者要請修了者	7	○				○
18	高等学校卒業生(免許職種に関する学科を修めた者)	7	○	○			○
19	旧職業訓練法の専門的な技能に関する職業訓練(訓練基準2年及び3,600時間)修了者又は旧職業訓練法の認定訓練(訓練基準2年)修了者	8	○				○
20	旧法の基礎的な技能に関する職業訓練(訓練基準1年及び1,800時間)修了者又は旧法の認定訓練(訓練基準1年及び1,824時間)修了者	10	○				○
21	旧法施行前に失業保険法に基づく施設において行われた 職業訓練(訓練基準1年及び1,824時間)修了者	10	○				○
22	規則改正(昭和48年)前から、家事サービス職業訓練施設 で免許職種に関する職業訓練を担当している者	—					○

旧法:昭和33年職業訓練法

※指導員免許職種に関する学科を修めたことがわかる、学校発行の履修証明書が必要です。